

平成29年度 第3回千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会 議事録

1 日時：平成30年2月7日（水）10：00～11：40

2 場所：千葉ポートサイドタワー12階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

保坂 亨 委員長、黒川 雅子 副委員長、岩崎 弘一 委員、永嶋 久美子 委員、星 幸広 委員

(2) 教育委員会職員

神崎 広史 教育次長、伊藤 裕志 学校教育部長、大井 力 学事課長

中嶋 のり子 教育指導課長、古山 智和 保健体育課長

根本 厚 教育センター所長、吉岡 龍子 養護教育センター所長

(3) 事務局

福本 順 教育支援課長、小田 將史 教育支援課主任指導主事

宮野 昭仁 教育支援課指導主事

4 議題

(1) 「いじめ対応マニュアル 平成30年度版の見直し」について

5 議題の概要

(1) 「いじめ対応マニュアル 平成30年度版の見直し」について

事務局から説明があり、委員から意見聴取。

6 議題の概要

○開会

(福本教育支援課長) それでは、この後の議事進行につきましては、保坂委員長よろしくお願いたします。

○議題 「いじめ対応マニュアル 平成30年度版の見直し」について

(保坂委員長) それでは、会次第によりまして議事を進めさせていただきます。本日の議題は、「いじめ対応マニュアル」の見直しについてです。よろしいですね。

それでは、事務局からの説明、よろしくお願いたします。

(小田主任指導主事) では、教育支援課の小田の方で、説明させていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

今年度第1回、第2回と「千葉市いじめ防止基本方針」の改定に向けて、委員の皆様方から大変貴重な意見をいただきましてありがとうございます。その際にも、必ず触れてきたかと思いますが、国のいじめ防止基本方針の改定に例示されている具体のものや現在の社会情勢を踏まえて新たに盛り込む必要があるものを、いじめ対応マニュアルの方に生かしていくという考え方の下、これまで進めさせていただきました。本日は、そのいじめ対応マニュアルについて、委員の皆様から忌憚のないご意見を頂戴したいと考えております。

さて、いじめ対応マニュアルにつきましては、ご承知の通り平成25年度、生徒指導調査研究委員会という教育委員会の附属機関の方で作成したものです。毎年見直しを行っておりますが、一部の見直しはあったとしても大きな見直しはなかったものです。しかし、先ほどご説明したとおり、国の方針の改定に伴いまして、あらためて大きな見直しが必要と考え、本日お手元に

ご用意しました本冊資料に網掛けをしている部分が、新たに見直しを図った部分と御理解いただければと思っております。

なお、本市の実態を踏まえたマニュアルとなっておりますので、そちらについてご説明申し上げます。別添資料で国が10月下旬に公表しましたいわゆる「問行調査」と呼ばれている平成28年度の調査結果の速報値のうち、いじめに関わる部分だけを抜粋しまして今日のご用意させていただきました。こちらの国の傾向と比べたときに、本市の傾向で特徴的なものはございません。国の方もいじめの認知件数が過去の調査で最大であると、既に報道等でもご承知の通りかと思いますが、本市においても認知に向けた各学校のアクションは高まっており、認知件数は小中あわせても増加している状況でございます。また、いじめの解消につきましても、平成28年度調査から、「3カ月は期間としてよく見る」という3カ月ルールのもと、解消の定義が変わっているところから、若干の解消率の変動もございますが、むしろ国の方は解消率が上がっている状況でございます。本市においても、ほぼ国と同じような解消率となっております。そういったところも踏まえ、国と本市を比べたときに、先ほど申しました通り特段特徴的なことはございません。本日は、ミクロというよりは、マクロ的な視点の中で、今後の本市のいじめ対策の充実を踏まえた対応マニュアルの見直しをお願いしたいと考えております。

余談となりますが、28年度の調査から「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導教の諸課題に関する調査」と名称が若干変わりました。これは、これまでも国は議論していたものですが、「不登校は問題ではないだろう」というところから、これからは「課題」という言葉を共通して使うことになると、我々も認識しているところです。あわせて、1月末に文科省で開かれた全国の担当者会議に出席してまいりましたが、その際にいじめについては現在の定義によってどの学校でもどの子にも起こりうるという視点から考えたとき、いじめを0にするというよりは、いじめを認知していない学校が一つでもあるということがどうなのか、と国が申ししておりました。すなわちいじめを認知しない学校0を目指すというのが、現在の国の目標というか、今後の対応の課題と考えております。そうした国の動向等も紹介させていただきましたが、それらも踏まえてご意見を頂戴したいと思っております。

それでは、さっそくですが、いじめ対応マニュアルの1頁をお開けいただきたいと思えます。基本、網掛けしている部分については、国の方針で新たに盛り込んできた部分を、本市の実態やこれまで教育委員会が対応してきた事例等を踏まえて、これをマニュアルに盛り込んだ方がよろしいのではないかとということで入れさせていただいておりますが、ご覧いただければと思えます。

1頁の「いじめを生まない人間関係・学校づくり」でございます。「教職員の共通理解を図るため、いじめの問題に関する校内研修を実施」とあります。いじめの認知に当たりまして各学校で差異が見られるところから、教育委員会の方から学校の要請に応じていじめの対応等について講師として研修に参加しているところです。もちろん、全校に呼ばれている訳ではございませんが、そういった試みを今年度から本格的に始めているところを踏まえて、やはり各学校でのいじめの捉え方に大きな隔たりがないように、直接先生方に話をする機会をと考えたときには、校内研修の実施がまずは効果的であろうと捉えたところ、国の方針にも校内研修についてはうたっているところから入れさせていただきました。また、その下「子供の主体的な活動の推進」の中の網掛け部分が二つございますが、本市の今後の課題という捉え方から、子供たちが自浄的に主体的にいじめ問題に取り組めるようにということから、こういった取組を各学校でカリキュラムに盛り込んで

いくことが必要であろうということで、入れさせていただきます。1頁下の方に、「様々な特性を持つ児童生徒の対する適切な理解と支援」ということで、2頁にわたってございますが、これも前々からご説明しているとおり、方針の別添2の方に記載されている原発のことで避難したお子さんや性同一性障害・LGBTと話題になっている、こういった特性を持っているお子さんへの対応ということでマニュアルに載せさせていただきます。その下、四角に囲まれている「各校が策定した『いじめ防止基本方針』について」は、これまでもホームページ等で紹介してはいますが、今後も明示することも必要であると考えたところから載せさせていただきますと共に、いじめ問題対策委員会につきましても、地域や保護者、子供たちが認識できるように工夫をしてほしいということから、あえて載せています。2ページ下になります。いじめの定義は変わりませんが、その下の星印が二つございます。これも方針には載せているところではございますが、ここについては重要視しているところで、けんかやふざけあいであっても、背景にあることについての調査を必ず実施するというところで、いじめの捉え方について、今一度認識を改めましょうということで、マニュアルに載せさせていただきます。

3頁は、特にいじめ問題対策委員会の役割について国の方針通り、そのまま整理して載せさせていただきますので、見やすいようにということで変えさせていただきます。

4頁に行きます、いじめの早期対応の部分について、「関係機関との連携」ということで「児相・警察等」と載せさせていただきます。これまでこの関係機関という部分はございませんでしたので、学校の認識を強く持ってもらう意味で入れさせていただきます。4頁下「いじめの解消」については、これも解消に関する2つの要件をそのまま載せています。

6頁になります。重大事態に関わる場所ですが、重大事態について、このように国が例示している例を新たに載せさせていただきます、さらに不登校重大事態に当たる部分を○の2つ目として同様に載せております。重大事態の要件というものについて、国の示している要件そのものをそのまま本市でも受け止めていきたいと考えています。なお、下部に上向きの矢印があるかと思いますが、新たに方針として国の考え方を踏まえた文言としています。

8頁になります。(3)(4)とあってその下の学校評価についてですが、前回評価について話題に上っているかと思いますが、方針には載せません。評価については、マニュアルにも載せるつもりはありませんので、ここはカットということで、大変申し訳ありませんがこの網掛けについては、マニュアルにも載せないということでお願いします。その下、「いじめの態様について」ですが、SNSに関する部分がありますが、星印の2つ目に「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目していく。」またここで載せてございます。先ほどもあったじゃないかと思われる方もいらっしゃるかと思います。2頁に戻っていただきますと、同じ文言をここにも載せさせていただきます。2頁の方は、いじめの早期発見の部分で、早期発見する視点として、けんかやふざけ合いであっても、それをスルーすることなく、まずはしっかり受け止めるんだよということで、まず早期発見の部分にも必要ではなかろうかということと、8頁のいじめの態様というのが、けんかやふざけ合いはいじめではないんだという捉えではなく、そう見えたとしてもまずはしっかりと受け止め、背景にあるものの調査が必要であろうかということで、2回登場することになりますが、このあたりについても既に現段階でご意見があればと思っています。

9頁以降は、具体的な資料等になりますので、一度終えさせていただきます、また後でご意見を頂戴したいと思うまででございます、ここまでとしてご意見をいただければと思います。なお、委員の皆様もご承知の通り、この対応マニュアルは平成25年度に作成して、26年度から各学校で活用できるようにしてあります。実はこれは、他の自治体には見られないものなんです。

他の自治体に先んじて、こういったマニュアルを作ってございます。今回の国の改定方針の中に、こういうマニュアルを作りなさいというのが新たに出てきました。そういった意味では、本市は国より先をいって、先見の明を持って取り組んできている。自画自賛で申し訳ありませんが、自負も持っております。ぜひこの対応マニュアルは、各学校が大事に思っているものですので、専門的なご意見を取り入れていきたいと思っています。

委員長、ではここでいったん切りたいと思います。

(保坂委員長) では、委員の方々、質問も含めてお願いします。いかがでしょうか。

(黒川委員) 単純に表現というか、1頁目の「子供の主体的な活動の推進」の「相談箱を置いたり」というところなんですが、フォントが変わっていますが強調するとか意味があるのでしょうか。

(小田主任指導主事) 申し訳ありません。あらためて直したいと思います。同列ということでお考えください。

(黒川委員) 子供同士で悩みを聞き合う活動というのは、具体的には生徒会ということでしょうか。小学校の場合は児童会でしょうか。

(小田主任指導主事) はい、そうですね。

(保坂委員長) 他にはないでしょうか。

今のところで、いじめ撲滅という言葉は、先ほどの文科省の方針から言うとなんのかなという感じがあるのと、ここであえていじめ撲滅と命の大切さという言葉を入れる必然性があまりないような気がします。人権教育とかで大きくしているので、この言葉は必要でしょうか。いじめ撲滅とかいじめゼロとか消えていく可能性があるような気がします、いかがでしょうか。

(岩崎委員) 1頁目をはじめ何か所か発達障害という表現がありますが、発達障害という言葉を入れた場合、どのような感じがイメージされているのかということと、例えばいじめを生まない人間関係づくりという中で障害についての適切な理解という言葉がありますが、そういうお勉強をしましょうということが含まれていると考えてよろしいのでしょうか。

(小田主任指導主事) 今の後半の部分は、まさにその通りです。教科等の授業等を通じて盛り込んでいきたいというのは考えています。原発避難のいじめが、一時期社会問題化したときにも、国の方から3度に渡って通知が出される中で、例えば放射能に関する正しい知識を身に付けるように、理科とかで活用できるものが入っています。一つ一つのことについては、多種多様な対応をしていかなければならないと思いますので、どういったカリキュラムの中で対応していくのがいいのかを、今後教育委員会内でも検討していきながら学校にモデルを示していきたいと思っています。前半の部分については、岩崎先生のおっしゃる通り、発達障害の捉えというのはいろいろあると思うので、今岩崎先生がおっしゃられたことを踏まえて、委員会内にも特別支援教育班等、専門的な知識を持ってこれまでも対応している部署もございますので、そういったところと確認をしながら、文言も含めたわかりやすい表現等について、検討していきたいと思っています。いかがでしょうか。

(福本教育支援課長) その件について、よろしいでしょうか。特別支援教育に関することについての現場の先生方の知識や経験についてはバラバラでございますので、それについては特別支援学級・学校に限らず通常学級の中にもたくさん支援をしていかなければならない子もいますので、教育委員会の方で研修を進めていますし、養護教育センターでも専門的な研修を進めていますので、この内容については発達障害のお子さんたちへの理解というのは、同時進行で進めていきたいと考えています。

(岩崎委員) 4頁目の「関係機関との連携」に児相というのがありますが、これについては、学校側の方から児相の方に言っていくという感じなんですか。

(小田主任指導主事) ここに児相を想定したのは、いじめの窓口の一つに児相がなっておりまして、例えば児相の方でお子さんや保護者から相談を受けた場合、それを教育委員会や学校に情報提供であるとかの連携が、今後必要になるかというところで、あえて挙げさせていただいたところですよ。むしろ、ベクトルは児相からこちらと考えています。

(保坂委員長) このところは、前の問行調査には、警察署や児相など地域の関係機関との連携と書いてあるんですが、関係諸機関との連携として、児相と言った名前は必要でしょうか。並べだしたらきりが無いという気がします。必要な項目なんですか。諸機関との連携は、例示は必要なんですか。

(小田主任指導主事) 関係諸機関との連携ということで、その後に例示をする必要はないとの認識もごさいます。無理して何が何でも児相と警察を入れなければならないと認識ではないので、国の文言を踏まえた上で考えたいと思います。実は関係機関について、どういった窓口があるのか、どういったところと連携が必要なのかということについては、これまでもいろいろところで学校には例示しているところですので、あらためてこの二つだけを挙げる必要性はこちらでは持っていないところですので、保坂先生がおっしゃったとおり関係諸機関との連携ということでとどめてもいいかと思えます。

(保坂委員長) 他に何かございますか。

(永嶋委員) いじめを行っている側への言及が少ないなと思ったんですが、以前国から出たものを書いてあった気がするんですが、何か加えようと思ったのに加えなかったものとかはあるんですか。

(小田主任指導主事) いわゆるいじめを行っている側への支援も必要になってくるというのはあるんですが、今回のマニュアルはそこまでには着手できずに、一般的なところでとどめていますので、永嶋先生がおっしゃっていただけたようなところで、もし委員の皆様からそういったところもしっかりと明示していった方がよいというご意見があれば、今後考えていきたいと思えます。

(永嶋委員) 私、児相と警察って通告・通報するのかと想起してしまって、学校の中で解決しようというところからスタンスを変えたのかと思ったのですが、そういう事でもないようなので、違うんだと思ったんですね。なので、いじめを行っている子供への対応は、今後の課題なんだろうが、もう少し言及があった方がいいのかと思ったのですが、難しいところですよ。まあ、あった方がいいのかと思いました。

(保坂委員長) これは、保坂の見解なんですけど、法律が被害者よりになっているんですよ。被害者の主観を中心に捉えなさいとなっているので、そうすると、委員も言葉に困っている加害者とかいじめを行ったかという言葉をすら使いづらい状況があるんじゃないかと思うんで、マニュアルの中で文言化するのには困難、むしろ止めて、研修の中で行いますというくらいの方がスッキリはすると思うんですね。

(永嶋委員) なるほどなるほど。

(黒川委員) 防止対策推進法で語られている、永嶋先生がおっしゃった、いじめを行った児童生徒に対しては指導する、加害の児童生徒の保護者には助言をする、それを継続的に行うことという義務づけが行われているので、対応として千葉市としては継続して、児童生徒には指導する、保護者に対しては助言をしていると説明出来るように、研修等でやっていくということではないでしょ

うか。

(小田主任指導主事) 大変ありがたくご意見を頂戴しました。永嶋先生がおっしゃったところは理解しています。国政研の方が追跡調査をして、ほとんどの子供たちがいじめに関わっている。被害加害を問わず、そちらについては十分捉えているところで、加害に向かわせているいろいろなストレッサー等々についても、国政研が丁寧なデータを持ちながら、冊子も作って各学校に紹介しているところです。私も、講師で呼ばれて、先生方に講演したこともございます。いわゆる校内研修等の機会を増やす中で、いじめの加害被害という捉え方を単純にするのではなくて、子供たちの教育の中で、どういうふうにいじめを予防していくのかということ、これからも充実を図っていきたいと思います。

(保坂委員長) 法律の専門家でいうのもなんですけども、教育からは、加害の認定というのは外した方がいいと。これは法律の方に任せるしかないんじゃないかと思っている意味では、マニュアルの中で文言で使うのもあえて避けた方がいいと思います。今後起こる事件としては、加害認定をめぐるトラブルが法律の世界に行く。20年くらい前の事件で、刑事と民事で判断が分かれることもありうる。そういった中で、学校教育が携わろうとしてもできないと思うんですね、

(星委員長) 一点確認したい点があるんです。何度もここで確認させていただいていますが、今ここでお話を聞いていて、また自分でも全国を見て歩いていて感じているんです。これは、誰が考えても、先生方が頑張ってもいじめゼロにはならないんだと思うんです。いじめは学校だけではなくんですよ。老人ホームに行けば、老人ホームにですらいじめがあるんです。どこに行ってもある。今、幼稚園でもあるんです。なくならない。問題は、なくならないんならば、起きたときにどう対応するかしかない、私は思うんです。だから、もう今のご説明、先ほどの課長さんのお話にもありましたけれど、本当にどこが問題なのだろうか、今先生方がおっしゃっていることを取り込んでいいマニュアルができると思うんです。私のところには全国各地の対応マニュアルがあります。それらを見て、良いものを作ることも大事だけれども、現場に浸透していないんですね。本当にいろいろと先生方が考えてやってくれていると思うんです。いじめの統計、数字が正確なはずなんです。今一番新しいいじめの数字は32万件くらいでしょうか。その前のときは19万8千件くらいですか。そのとき、熊本の数字は前の年の80倍なんですよ。京都、奈良、和歌山は前の年の20倍です。1年違うからって、こんな数字って。私は統計の取り方、統計を取る先生によってまちまちになっていると思うんです。私は、この数字というのは、もちろんこれを参考にするしかないんですけども、あまりこれをどうのこうのと言うよりも、良いものを作っていただいたら、それを現場にどう浸透させるか。現にいじめマニュアルについて、現場の先生たちにアンケートを取ってみると、読んだことない先生が結構多いんです。これが恐ろしい。読んでないんですよ。読んだから理解できたかと言うとわかりませんが、読まなければ理解できるわけがない。学校で作るべき調査委員会、どこの学校でも作ることにしていますよね。これを作っていない学校もある。他の市の小学校に頼まれて委員になっているんです。あれができて4年が経っていますが、一度も集まったことがないですね。誰がメンバーなのかも知らされていないです。何かあったときに、それが集まって調査できるのかと、私は極めて疑問ですね。なってくれと言う校長先生からの依頼で引き受けたけれども、正式な文書も何も、未だかつて来たこともない。聞いてみると、他も同じ実態。いじめなんて、現場で起きる訳ですから、起きたところの先生が何も知らないで、良い対応なんて極めて難しいと思うんですね。だから、いじめ対応マニ

ュアルを読ませていただきました。素晴らしいものです。けれど、良いものを作っても、現場に徹底できなかつたら、なかなか難しいんじゃないかと思うんですね。私は、こういうものを作つたら、現場に徹底的に、完璧に末端まで知らせる、その末端の先生たちが第一次的な対応をするわけですよ。知らなかつたら、これはどうしようもないですね。私が携わっているトップリーダー研修には青森から沖縄までの管理職の先生が来ます。そこで、とことん話をして、校長として事案が発生したときに何をするのか、徹底的に、具体的に、厚い文書を作ってやっています。それをやっても徹底できないですね。素晴らしいものを作っていただいて、更に大事なものは、これを完璧に現場に伝えてほしいなど。これが大事ではないかなと思うんですね。作ることも大事だけど、これをフルに活用する。そういうシステムを、作ってはああると思うんですけども、常にチェックしてほしいと思うんですね。そんなことを感じました。

(保坂委員長) 貴重なご意見ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(黒川委員) 表現のことでいいでしょうか。2頁目の冒頭って、小田先生が「性同一障害」っておっしゃったと思うんですが、正式名称って、性同一障害でいいんでしょうか。単語の言葉一つなんです。4頁のいじめの解消の下から2行目、「被害児相生徒」となっている。被害児童生徒だと思います。

(小田主任指導主事) そうですね。ありがとうございます。

(保坂委員長) まず星委員の意見についてですが、今後もマニュアルは見直していくんだらうけど、今回の見直しで2頁くらい増えてるんでしょうか。削られたところはないと思うんですね。マニュアルって、作っていくとどんどんどんどん長くなっていってしまうので、せいぜいこの8頁、文章が続くのが8頁くらいを、一つの目安というのも、どこか頭に入れていただいた方が、法律が変わるので、今後見直しが続くのは間違いないんですが、その度にマニュアルが2頁ずつ増えていくのは、これまた現場の人が読むのかという観点からすると、どうなのかなと思います。それに関連すると、様々な特性を持つ児童生徒というところなんかは、法律になっちゃってるのでしょがないかとも思いますが、様々な特性を持つ児童生徒に適切な理解と支援をしましょうということでもいいんですね。具体例が並んでいけば、言葉は今後も、発達障害もどうかと思いますし、今後10年間同じ使われ方をするのかという、漢字が既に問題になっていますし。性同一性障害も違和でしたか、国際的には変わっていますし。震災や自然災害等というのも、また原発事故とか、要するに被災児童生徒でいいと思うんですけどね。むしろ、文言の省略とか削るという視点もぜひ持ってもらえればと思います。海外から帰国した子女とか外国人の児童生徒というのも、最近だと外国にルーツのある生徒と、要するに国籍の問題ではないので、文科省調査だと日本語指導が必要な児童生徒と言わざるを得ない訳ですよ。文言の問題は精査していただくとして、お任せするつもりですが、長くなるのではなく短くなるようにお願いします。

他にはいかがでしょうか。

3頁のアンケート調査で少し気になることがあるのですが、これは説明を聞いてからの方がいいんでしょうか。後ろの資料の説明はまた別になつていたと思うのですが。どうですか。

(小田主任指導主事) 今の段階で、もしアンケートのことで気になることがあるようでしたら、ここでもおっしゃっていただければと思います。

(保坂委員長) 他3年間保存というのは前からそうだったと思うのでいいかと思いますが、記名、無記名について、小学校は無記名の例が挙がっていて、中学校は選択式なのかとなっているようで

すが、そのあたりも含めてご説明いただければと思います。

(小田主任指導主事) 委員長、先ほどのけんかやふざけ合いであってもという部分を、二度登場させることについてはいかがでしょうか。委員の皆さんのご意見を聴いていただければと思います。

(保坂委員長) 僕の意見は、減らす方向でということ。他の方いかがでしょうか。よろしいですか。

(小田主任指導主事) それでは続いて後半の部分を説明させていただきます。9頁になります。25年度に作成したときには掲示板という言葉がわかりやすい言葉だったんですが、現在この言葉が逆にあまり使われなくなっている認識がありますので、この辺の文言等については、教育委員会内で精査をさせていただきたいと思っていますので、ご理解いただければと思います。いわゆるSNS上でのいじめといったものへの対応の例ということで、そのまま載せさせていただいています。10頁から13頁にかけてのいじめ対応のフローチャート。実はこれは組織的な対応がなかなか各学校でなされていないところが本市の現状、実態としてあったところから、私の方でより組織的に対応していくためにはこういった手順を踏んでいく必要があるんだというところでフローチャートを作成したものを、今回マニュアルの中に入れ込んだところでございます。今回新たに入れ込んだものであるということをご理解ください。現状からどうしても必要かと思いました。14頁、いじめのサインに気づき、対応するためということで、日頃よりこうしたチェックシートを活用してほしいということで、これは評価とは全く別のものです。必ずこれをやってくださいということで出しているものではありませんが、学校の実態等に応じて活用してもらいたいということで例示したものです。15頁以降が、先ほど保坂委員長から話題に出していただいたものですが、今やこのアンケート調査というものは、どの学校でも必ず実施しているもので、回数等は各学校の裁量でお任せしているところですが、多い学校では、毎月行っている学校もございます。なお、アンケートへの記名、無記名については、これは学校の実態に合わせて各学校で判断していただいて良いものとして、このアンケートの場合は必ず記名させてくださいとか、この形式は必ず無記名にしてくださいとかいうものではありませんので、誤解を生まないようにするために、注釈が必要であるならば注釈をつけたいとは考えております。小学校は2バージョン、中学校は1バージョン。必ずこれでやってくださいというものではありません。あくまでも例示しているものですので、学校によってはこれをアレンジしたりですとか、各学校独自のものを使ってアンケートを行っている学校もございます。小学校の場合は、多くは17頁にあるものを活用しているのが現状でございます。実は、こちらの課題として考えているのが、小学校1のバージョンを使った場合、「⑨その他（いつ頃、誰に、どんなことをされましたか。具体的にいじめの内容を書いてください。いじめを見たことや聞いたことがあれば書いてください。）」というところの、特に「いじめを見たことや聞いたことがあれば書いてください。」というところが、なかなか書きづらさがあるという実態があるようで、自分のことは答えるんだけど、他の子のことで何か気づいていることがあったときに、情報を集める手段としては、1のバージョンの場合は、不十分である様子があることを捉えています。この辺のところを含めると、2のバージョンの方だと、周りの人のことについて新たに特出しをしているんですが、非常に細かいアンケート内容になっています。平成25年度のときには、こういったところで例示をしていますけれども、新たに時間が経って、こういった配慮も必要ではないかとか、こういった内容も盛り込んでいく必要があるのではなかろうかといったことについて、委員の皆様からご意見があればと思います。こんなところでございます。

(保坂委員長) それでは皆様からご質問をお願いします。

(星委員) 1点お伺いします。15頁の1番下の行に、アンケート用紙は3年間保管と、こう書いてありますが、この根拠は何かありますか。

(小田主任指導主事) 本市の、こういった文書の保存規定に基づいて3年間という形に今までできてきているところですが、何かございますでしょうか。

(星委員) 私は、3年間では不十分だと思います。どうしてかと言いますと、館山の例がいい例ですよ。いじめは、もう自殺があつて終わったとしていたら、大津のいじめ自殺が起きたことで、親が「うちの子もう一度調査してもらおう」と、言い出したのは3年過ぎているんですね。それと、例えば小学校1、2年生でいじめがあつたとしたら、3年というとまだ在校中にこれがなくなるわけですよ。もしその子供が、その後またいじめがあつたとなつたら、前回はどうかつたんだというところは、記録としては残っていても、現物が残っているのでは全く違うんですね、説得力としてはね。私は、5年、あるいは6年にした方がいいと思うんですね。数字を変えるだけでございますので。そんなに事務負担になることはないと思うんですね。

(保坂委員長) ちょっと言葉の整理が必要ですが、これはアンケート用紙が、なんでしょうか。

(小田主任指導主事) そうですね。アンケート用紙そのもの、原本ということですね。

ありがとうございます。それは、毎年話題にしているところで、本市の規定では、現在、集計用紙であっても、当時聴き取りをして記録にして残しているものも含めて、個票まで含めて3年という形でこれまでやってきています。ただ星先生がご指摘をしているところは、県内で起こっている事案も含めて、承知しているところです。国の方は、具体的にこうなさいというのは出していませんが、一つの例としては、個票についてはその子が卒業するまで。それに関わる者については5年間ということの一つの例として示していますが、今の星先生からのご意見も踏まえて、委員の方からご意見をいただければと思います。

(保坂委員長) 今の話題になるかと思えます。まず、アンケート用紙の問題。原典というか子供が書いたものの話だと思うんですが、回数が2回とか3回とか、全校生徒となると膨大な量になるわけですよ。これを3年分取っておくだけでも相当なものになるので、どこに保管するのかということも含めて、5年6年というのはさすがに長いんじゃないかと、個人的には思います。星委員が言うように、そこに残されていた、本来残すべき記録は残すべきだと思うんですね。ただ、個票をどうするかは議論が分かれるところで、個票を取っておいた方がいいという事件はあるだろうと思います。ただ、記名でやるのかということ、回数の問題。実際、記名と無記名は話し合われていないんですが、記名でやるとなると、極めて個人情報になるんですね。その保管ってどうなるんだろう。無記名であればわかりますけれども。それも任されているので、そういった意味では記名で3回以上、国の調査だと4回以上が多いので、この膨大な量、アンケート用紙を何年間も保管しておくというのは難しい問題なんじゃないでしょうか。

(星委員) よろしいでしょうか。私は、膨大な量なんだろうが、保管するものはアンケートの全てじゃない訳ですよ。その中で、本当に調査した結果、それらしいいじめがあつたと回答し、対応したものだけということなんですね。そうでないと、今までの例から言うと、裁判になったときに、記録集計したものでは納得しないですよ。現物はどうかということ、ところが、現物はシュレッダーをかけてしまったりすることから、集計したものがあつても結局負けることになるんですね。だから、現物っていうのはそう多くはないと思うんです。だから、皆がやった結果

を機械的に残すのではなくて、その中でいじめに関係するもので、学校や教育委員会が対応したものはそう多くないと思うんです。それを保管すればいいんじゃないかと私は思います。

(保坂委員長) 理論的にはそういうことだと思うんですが、毎月記名のものを取った場合に、どれを取っておくのかという、選別だけの作業を考えただけでも、膨大な事務量になると思うんです。今、働き方改革とか言われている中で、どれくらい現実的かということは、委員会の方で検討していただければと思います。

(小田主任指導主事) 現段階では、少なくとも非常に重い事案で、今後訴訟に発展する恐れがあるものについては、各学校に対しては永年保存するよう指示しています。

(星委員) 永年保存ですか。

(小田主任指導主事) 永年保存です。そのように伝えていきます。訴訟になった場合、訴訟関係の書類は永年保存ですから、それを踏まえて、解決が困難な問題については、簡単に破棄せず、保存期間を超えて永年保存するよう各学校に伝えていきます。先ほど星委員がおっしゃったことについては、事例に携わっているからこそ、その大切さを分かっているんだと思います。我々もその危機感を持っています。選別するのも相談ですが、問題になっているのは、うちの子が書いていたのか書いていないのかということをお問われたときに、廃棄してしまっていると、本当に書いていなかったのかという証明もできないんです。そういった点は永嶋先生は詳しいんでしょうが、基本全部保管しなければいけないという考えになってしまうんですね。それをむしろ、うちの子のやつは書いてなかったから廃棄しましたとなると、隠ぺいじゃないかと、逆に問われてしまうんですね。

(星委員) 都合悪いから捨てたんじゃないと言われる。そう取られてしまうんですね。

(小田主任指導主事) 基本、本市の基本方針は全部残す。そこで3年となっています。またそこは議論させていただければと思います。

(保坂委員長) 今のと関連するんですが、実施時期が3回と2回の例があるんですが、別添資料の37頁を見ると、実施頻度の多数派は、年に4回以上は小学校で1/3、中学校は半分弱ですかね。アンケートは多くやる方向に行っている気がするんですが、毎月やるのはどうかと個人的には思うんで、せいぜい年に2回くらいやるのでいいんじゃないかと思うんですね。アンケート調査よりも日頃のことの方が大事なんですよというメッセージを教職員に伝えるためにも、このところはどうかかなと感じはします。そのことと関連して、アンケートをとれば残すのが前提になるんですから、それを考えると、記名式のを、毎月膨大な量を残すのは、個人情報を膨大に学校がため込むという観点からも、ぜひ検討していただければと思います。

(小田主任指導主事) ありがとうございます。

(永嶋委員) 記名式でなくても、誰々ちゃんが何何したと書けば、すべからく個人情報になるんですから

(保坂委員長) 基本的な学校教員のスタンスに関わると思うんです。書いて情報を得ようというのは、どう考えても2の次3の次ですね。普段、接しているわけですから、その情報の方が大事だというメッセージを出すべきなんじゃないかと思うんです。アンケートだけ議論しているとうこうなってしまうんですが。

(小田主任指導主事) アンケートをすることで安心するというよりは、悪い言い方をすると、アリバイ作りをするというよりは、保坂先生がおっしゃっている姿勢に我々もおります。何よりも先生

たちが子供と向き合う時間を増やしてあげることが大切である。本末転倒にならないように、十分検討していきたいと思います。

(保坂委員長) ぜひアンケートの実施時期等については、検討していただければと思います。他にはいかがでしょうか。今、資料も含めて確認いただきましたが、全体を通して、他にご質問やご意見をいただければと思います。

6頁のところに加わった重大事態というのは、今回の場合、当然入らざるを得ない文言だと思いますが、重大事態とはの「いじめにより、相当の期間」と言ったときの年間30日を目安というのは国の文言に入っちゃってるんですね。次の一定期間連続してというのも入っているんだと思うんですが、多分、こっちの方が本来問題ですよ。30日まで放っておくというのは実際考えられない、一定期間連続して欠席というのがどれくらいと考えているというのか、ここに書けという訳ではないんですが、それはどうなんですか。研修等とかで質問が出たらどう答えているんでしょうか。

(小田主任指導主事) 不登校の捉えの部分とも重なる部分でもあるんですが、基本、本市の方では、3日続くようであれば、しっかり家庭訪問するなり、その子や家庭の実態にあったアプローチを見逃さずにやりましょうというところがございます。本市独自の長欠報告などには、月で7日間欠席しているお子さんについては報告を挙げてもらっているところがありますので、7日というのは一つの目安になるのかと思います。それも、安易にここで答えられることではありませんので、不登校の担当とも論議しながら、保坂先生からあったような問いに対しても、しっかりと答えできるようにしていきたいと思います。

(保坂委員長) 今、県の方でも不登校の指導資料を作っていて、千葉市でも同様と伺っているので議論になるんだと思うんですが、今言われた月7日で、千葉県内の全ての学校が報告を挙げているというのは、全国的には珍しいんですね。ということ千葉市内の先生は知らないんですね。そういうのを踏まえて、ここの部分を市内でどう研修するのかというのは、ぜひお願いしたい。このことといじめとはつながるんですよ。いじめの欠席だけを問題にしているわけではありませんよね。10年以上前にやった調査だと、平均的に10日以上って明らかに多いんですね。ほとんどの生徒は、1年間で5日休んでいないんですから。そういうことを踏まえて議論をして、ここに正解を書けと言うわけではないんですから、研修とかで質問が出るんじゃないかと思うんで、議論していただければと思います。

(黒川委員) 文科省の通知では、7日ってありますよね。

(保坂委員長) あれは実は、もともと施行規則でしたかね。戦後にとにかく欠席が多い時代、学校長は7日以上、確か連続も付いていたと思うんですが、挙げなきゃいけないとしていた。千葉県は、それに基づいて1950年代からやっている。それは非常に珍しいんですね。だけど、それに基づいて、先ほどの3日というのは早すぎるような気がするんですね。他にはいかがでしょうか。作る方してみれば、勝手なことを言われているという感じがするかもしれませんが、そろそろ予定していた時間でしょうか。これくらいでよろしいでしょうか。今日は議題がマニュアルの1本なので、これでよろしいでしょうか。では、事務局にお返しします。

(福本教育支援課長) 委員の皆様ありがとうございました。それでは、教育委員会を代表しまして、お礼の言葉を、申し上げます。

○教育次長お礼の言葉

閉会にあたりまして、一言ご挨拶させていただきたいと思います。

本日は、年度末にかけ公務ご多用な折、委員の皆様方には、本委員会に御出席いただき、誠にありがとうございました。

さて、今年度は、「千葉市いじめ防止基本方針」の一部改定に向けた御協議をいただきまして、ありがとうございました。現在、皆様の御意見を参考にいたしまして、3月に公表に向けた最後の調整を行っているところです。公表のはこびとなりましたら、改めて皆様に御報告させていただきます。

また、本日、御協議いただきました「いじめ対応マニュアル」についても、各学校で有効活用されるよう、一層の工夫を図っていきたくと考えております。

結びに、委員の皆様におかれましては、本委員会が発足してから2期連続で、本市が設置する学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、専門的知見から御指導・御助言をいただきましたことに、心から感謝と御礼を申し上げます。定例の会議といたしましては、今回は第2期の最終となりますが、委員の皆様任期は、平成30年6月3日まででございます。重大事態が発生した場合等については、お集まりいただくこともありますので、その際は、どうぞよろしくをお願いします。

今後とも、本市のいじめ等の対策に特段の御尽力をお願い申し上げ、甚だ簡単ではありますが、お礼の言葉と代えさせていただきます。

ありがとうございました。

○閉会

(福本教育支援課長) 以上を持ちまして、第3回いじめ等の対策及び調査委員会を閉会させていただきます。